

防医病運第344号

令和2年3月4日

事務局 長
教務部 長
学生部 長
図書館 長 殿
医学教育部 長
病院 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

(公印省略)

外傷・熱傷センター検討委員会の設置について（通達）

改正 令和3年3月31日

令和5年6月30日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

（設置）

- 1 防衛医科大学校における外傷・熱傷センターの設置について検討するため、外傷・熱傷部門検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

- 2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1）委員長 学校長が指名する防衛医科大学校教授職にある教官

（2）委員

ア 病院救急部、外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、泌尿器科、リハビリテーション部、防衛医学講座の外傷・熱傷に関わる教官、病院看護部長、病院事務部病院企画調整官

イ その他、学校長の指名する者

（3）顧問

防衛医科大学校副校長（学生・防衛医学研究担当）、防衛医科大学校病院副院長（管理・運営担当）及び同副院長（医療安全担当）

（審議事項）

- 3 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自衛隊医官の戦傷医療対処能力の向上に資する外傷・熱傷治療部門の強化の在り方に関する事項
 - (2) 必要とされる病床、看護体制に関する事項
 - (3) 現有の医療施設（資器材）に加えて必要となる設備等
 - (4) その他必要な事項
(会議)
- 4 委員会は、必要に応じ、その都度委員長が招集する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- (庶務)
- 6 委員会の庶務は、病院企画調整官の統制の下、病院事務部病院運営課において行う。
- (委任規定)
- 7 この通達に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。